

水辺空間の整備に関する新たな動向

大地に降り注ぐ雨は、やがて様々な経路をたどり、川の流れとなる。そして、いくつもの川の流れは次第にひとつの川となり、海へ流れ出す。このあいだに、川は、人間を始めとして、地上のあらゆる生物の生命を育み、時には奪いながら、渾々と流れしていく。

私たち人間は、こうした川からの恩恵を活かすため、様々な工夫を凝らしてきました。その結果、現在の便利で安全な生活が送れるようになりましたが、現在の私たちには、より安全な川づくりを進めるとともに、河川のもつ様々な機能を活用し、また、河川に生息・生育する生物の環境を保全・創出して、より豊かで、潤いと安らぎのある安全な河川をつくり出すという大きな課題が課せられています。

平成5年度の新規施策では、こうした観点から、危機管理対策などの治水対策を進めながら、河川環境の総合的な保全と創出を推進し、また、うるおいのある水辺の創出を行っていきます。

1. 技術開発の推進

21世紀を展望した良質な社会資本、豊かな国土の建設には、積極的な省人化施工の推進、安全性向上、作業環境の改善等に関する技術の開発、体制の整備、技術基準の整備、人材の養成を積極的に実施することが重要な課題となっています。

また、施設管理に係る熟練技術者の減少と管理すべき施設の増加にともない、河川管理施設の管理水準の確保、災害時における被害拡大防止、早期復旧のための情報的的確な収集、伝達システムの整備が重要な課題となっています。

(1) 省人化施工の推進

①治水事業等の省人化推進のための検討会の設置

治水事業等の省人化を行うため、設計の基本的考え方、工法等について技術基準の改訂等を行う検討会を設置します。

- ・治水工事等の省人化の観点から問題となる事項の把握（学識経験者、現場施工技術者等からの意見聴取を行います）
- ・治水施設等の機能上必要な構造、形態等について再検討
- ・省人化を図るために解決すべき技術的、制度的課題の整理
- ・技術的、制度的課題の解決策の技術的可能性の検討
- ②上記検討成果を実現するために必要な技術開発、技術基準等の改訂

③現場への適用のために必要な歩掛り、設計積算基準の整備、新設

④治水事業等の推進のため、上記検討を踏まえた省人化に資するパイロット事業の推進

(2) 河川管理の高度化・省人化の推進

①河川管理施設における操作稼動の確実性の向上

- ・故障診断及び復旧システムの開発
- ・イージー操作システムの開発
- ・河川管理施設の運転操作、点検及び整備管理技術者の資格制度の創設

②操作の自動化の推進

- ・遠隔監視、操作システムの開発、整備
- ③危機管理対策としての堤防等の異常発見システムの開発
- ・堤体の含水状態の常時監視システムの開発
- ・破堤危険箇所の把握システムの開発
- ・河川管理施設並びに水防活動の確実性、効率の向上を図るための洪水状況の監視システムの整備

④大容量伝達システムの新設

- ・光ファイバーによる大容量情報伝達施設の整備
- ⑤河川管理施設の維持作業の合理化・機械化の推進
- ・草刈車の自動化及び遠隔操作化等を推進し、河川除草作業の省力化及び安全性の向上

2. 多自然型川づくりの推進

河川は、様々な生物が生息している豊かな自然環境として、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。こうした河川環境の保全・創出に対する国民の要望は近年ますます強く、これまで「多自然型川づくり」、「魚がのほりやすい川づくり」等、自然と調和した川づくりや、「河川水辺の国勢調査」等を実施してきましたが、平成5年度は、従来の施策をより一層推進するとともに、河川環境の保全・創出・適正な利用を図るための施策を積極的に推進します。

(1) 河川環境保全創出事業の推進

河川の豊かな自然環境の保全、創出を図るため多自然型川づくりを強力に推進するとともに、河川環境の保全・創出、適正な利用を積極的に図るため、次の様な、河川環境保全創出事業を推進します。

- ①秩序ある自然環境との触れ合いを図るための自然観察場、休憩場、遊歩道、緩衝緑地、侵入制限施設、水面利用施設等の整備。

建設省九州地方建設局 武雄工事事務所長
(前建設省河川局治水課 課長補佐) 安田 実



水辺の自然

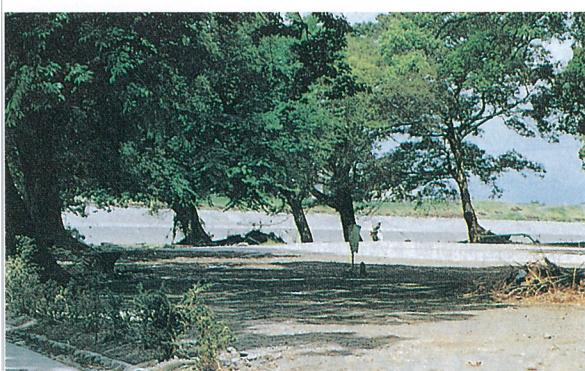
- ②魚類の産卵場整備、鳥類の集団営巣地、ねぐら、採餌場等の整備、その他動植物の生息・生育環境の復元、整備。
- ③堰等の魚道の設置、改良による魚が上りやすい川づくり。
- ④河岸の植生の復元、瀬と淵の創出等の自然再生事業。

(2) 河川水辺の国勢調査の拡充

河川に生息・生育する動植物の現況について系統的、継続的な調査を行うため、平成2年度から直轄管理区間を中心に対象としている「河川水辺の国勢調査」を、1級水系指定区間でも一層充実とともに、調査対象河川を主要な2級水系まで拡大します。

3. 河川環境管理の充実

河川は、国民の生命や財産を守り、潤いと安らぎのある空間を創出するほか、魚や鳥などの生物の生息・生育の場としての役割を果たしています。このような河川環境の保全・創出のための総合的な制度を確立することにより、近年の河川環境の保全と利用に対する国民の多様な要請に応え、国民が河川の身近な自然環境と、より良い触れ合いを通じて安全で快適な生活を享受できるようにします。



高水敷の樹木

(1) 樹木管理計画の策定と水防災緑地指定保全制度の創設

①河道内の樹木について、河川毎に既存樹木の存置計画等を定めた樹木管理計画を策定し、河川の緑地の保全、創出を推進します。

②これにあわせて、高水敷への高木の植栽を含めて「河岸等の植樹基準(案)」を改正します。

③存置できる緑地のうち、洪水等の堤防や河岸の洗掘防止等に有効な河岸の樹林帯、竹林、アシ、オギ等の草本群等治水上に効果的な植生群については、「水防災緑地」として指定し、積極的な保全を図ります。

(2) 河川環境保全のための河川巡視要領の制定

良好な河川環境の維持、河川環境の秩序ある利用を図るために、これらに障害を与える行為を日常の巡視において監視するなど、環境の保全を考えた河川巡視要領の制定を行います。

(3) 河川環境保全モニター制度の創設

良好な河川環境の保全をきめ細かく行うとともに、在野の専門家の知識を川づくりに活用するため、地域の住民参加による河川環境の保全を行う河川環境保全モニター制度を創設します。



河川の樹林帯

4. 秩序ある河川空間利用のための制度の整備

水と緑豊かで広大な河川空間は、国民に潤いと安らぎを与える場、身近な自然に接する場等として、近年ますます重要なものとなっています。一方、河川利用が盛んになるにしたがい、秩序ある河川利用に対する社会的ニーズも増大しています。このため、安全で快適な河川利用を確保しつつ、良好な河川環境を維持するための制度を整備します。

(1) 係留船対策の推進

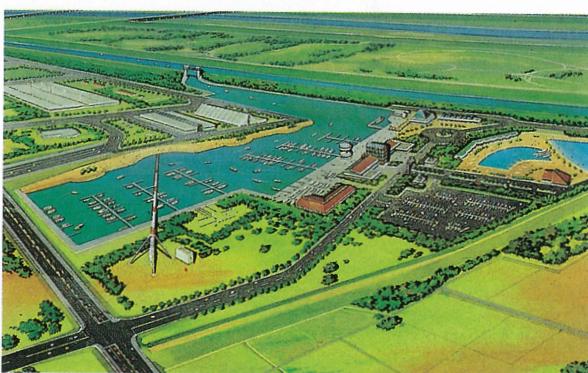
最近のプレジャーボート等の河川内係留の増加に伴い、河川の損傷、流下阻害、工事への支障等河川管理上の問題が生じています。このため、河川マリーナ等の整備を促進するとともに、平成4年度中にとりまとめ予定の「係留船対策のガイドライン」に基づく施策を推進します。

(2) 秩序ある水面使用のための制度の整備

近年、カヌー、プレジャーボートなど新たな形態の水面利用が活発化し、秩序ある水面利用に対する社会的ニーズが大きくなっています。このため、河川法施行令第16条の2第3項に基づく水域の指定・通航方法の指定のための運用方針、河川管理者による水面利用計画策定のための指針等を作成します。

(3) 秩序ある高水敷利用のための制度の整備

モトクロスなど新たな形態の高水敷利用の出現を踏まえ、安全で適正な河川利用を確保しつつ河川環境を保全するため、高水敷利用に関する占用許可方針の作成など秩序ある高水敷利用のための制度の整備を図ります。



河川マリーナのイメージ

5. 清らかな水環境の創造

市街地内の水路・河川等のせせらぎは、良好な景観、潤いのある水辺空間となっていますが、都市化による河川流

量の減少等の問題に対する総合的な取り組みは未だになされていないため、なかには、平常時流量や水質が問題となっているものがみられます。また、水道水の水質基準の高度化、開発と環境の共存といった時代背景により、高度な水環境が求められており、きれいな水の流れる潤いのあるまちづくりに対する地域住民のニーズは非常に大きなものがあります。

このようなニーズに的確に対応し、より高度な水環境を創出するため、総合的な水環境改善に関する計画・事業を実施し、地元市町村と河川管理者が一体となって、潤いのあるまちづくりに資する施策を推進します。

(1) 水環境の総合的な改善の推進

緊急時に豊かな水量と清らかな水質を確保するなど、水環境の総合的改善を要する河川については、河川部局と下水道部局が共同して流域水環境総合改善計画を策定し、その計画に基づきそれぞれの分野で事業を行います。

①流域水環境総合改善計画の策定

水環境改善の目標（水域に望まれる水量、水質）や、目標を達成するための施策の基本方針等を定めた流域水環境総合改善計画を策定します。

②流域水環境総合改善事業の実施

(河川局所管事業)

- ・河川浄化事業の実施
- ・流水保全水路の整備
- ・流域貯留浸透施設の整備
- ・各戸貯留浸透施設の整備
- ・河川空間環境の整備
- ・取水、排水地点の合理化
- ・ダムによる流況改善
- ・ダム水環境改善事業
- ・特定貯水池水質保全高度処理事業 等

(都市局所管事業)

- ・高度処理の積極的導入
- ・処理水の還流（放流先変更による都市河川等への処理水の還流）
- ・合流式下水道の改善
- ・雨水流出抑制型下水道施設の整備
- ・市街地面源汚濁負荷対策の推進
- ・特定貯水池水質保全高度処理事業 等

(2) 清流づくりモデル事業の創設

①「清流づくり計画」の策定

環境用水等の導入要望があり、かつ関係市町村等の主体的、積極的な取り組みが認められる地域で、当該河川等が良好な生活環境確保のため地域において重要な位置づけにある場合、河川局長が市町村を指定し、「清流づくり計画」を河川管理者が地元市町村と共同のもとに策定し、河川局長の承認を受けます。

②河川維持用水供給施設等の整備

河川維持用水供給施設およびその供給に資する水資源開発施設を本川河川管理者が整備します。

③用水導入先河川の整備

- ・用水導入先河川の河川管理者は、必要に応じて良好な水辺環境に配慮した河川改修、環境整備等を行います。
- ・市町村は用水導入先河川等の河川環境の向上に資する周辺の諸整備を行います。

④水路等への環境用水の導入（水利使用許可）

- ・環境用水に係る水利使用の取扱いについての調査検討を行い、方針を定めます。
- ・「清流づくり計画」において、上記の取扱い方針に基づき検討し、承認を受けた市町村について水利許可を出します。

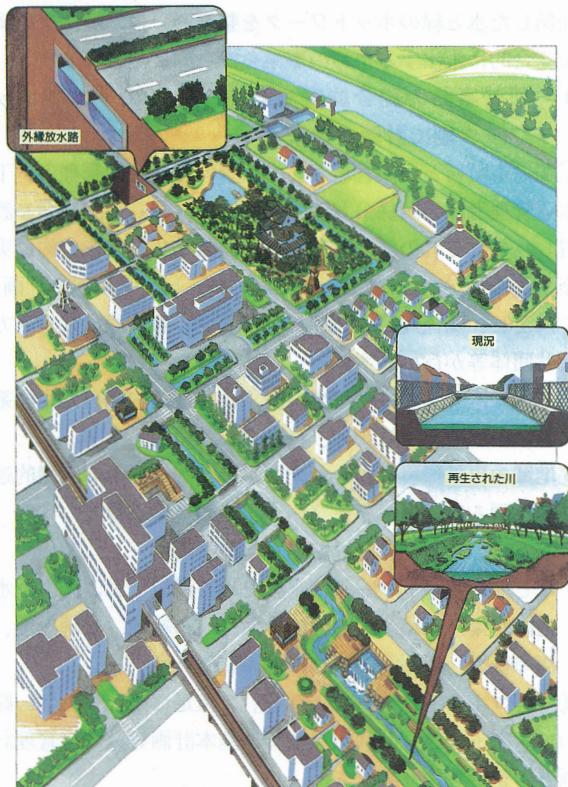
水辺地域とは、中心となる河川と河川沿いの区域を基本とし、水音が聞こえる区域、水辺が見える区域、川風を感じる区域、水辺の匂いやイメージを感じる区域など、地域の中でも水辺の存在を意識し、水辺にこだわりを持っている地域とします。

③「よみがえる水辺地域づくり計画」の策定

市町村と都道府県は、中心となる河川と水辺地域を対象に、「よみがえる水辺地域づくり計画」を策定し、建設大臣の認定を受けます。

④「よみがえる水辺地域づくり計画」に定める事項

- ・水辺を活かして、地域の歴史、文化等のアイデンティティを保全、創出し、個性的な活力のある地域を創出するための水辺地域整備の基本方針
- ・河川等と水辺地域の一体感の向上を図るための水辺地域のネットワーク整備、景観整備等に関する計画
- ・河川等を、自然豊かで親しみと潤いのある水辺に再生するための計画、水量確保に関する計画
- ・中心となる河川について、都市外縁放水路等の抜本的治水対策に関する計画



よみがえる水辺地域づくり計画のイメージ

6. よみがえる水辺地域づくり制度の創設

国土の均衡ある発展を図るためにには、地域の特性を活かしつつ、地域の創意工夫、主体的取り組みによる地域の自立的発展を支援していくことが必要です。このため、地方拠点都市整備等の地域活性化プロジェクトを推進する市町村が、地域活性化や魅力ある地域環境の形成の核として、市街地中心部の河川等の水辺を活かした個性ある水辺地域を整備する場合、中心となる河川の整備・水量の確保、水辺地域の市街地整備や水路等の公共施設整備を重点的に支援します。

①施策の対象地域

以下の要件に該当する地域。

- ・地方拠点都市整備等の地域活性化プロジェクトを推進する市町村の地域であること
- ・地域活性化の核として河川を活かした個性的水辺地域の整備を図ろうとする区域であること
- ・中心となる河川の沿川が密集市街地のため、抜本的治水対策の実施がなければ、潤いのある河川整備が困難な区域であること

②水辺地域の範囲

- ・個性的で潤いのある水辺地域整備を誘導するための都市計画等の土地利用の誘導、ビル、住宅等の建築物の誘導に関する計画
- ・個性的で潤いのある水辺地域整備を推進するための民間事業の協力に関する事項

- ⑤「よみがえる水辺づくりモデル事業」の創設
- ・中心となる河川整備については、「よみがえる水辺地域づくり計画」を支援するため、都市外縁放水路等の抜本的治水対策等の実施とあわせて、水辺の再生を行う「よみがえる水辺づくりモデル事業」を創設します。
 - ・また建設省は、認定した計画に基づき、おおむね10年程度を整備期間の目標として、「よみがえる水辺地域づくり計画」に定められた所管事業を重点的に支援します。

7. 水と緑によるエコネットワーク創出の推進

快適で潤いと安らぎのある生活の実現のためには、清流と木々の緑があふれ、鳥が囀り、小動物、昆虫、草花などに身近に触れ合える、自然と共生した地域環境の保全・創出が必要です。このため、地域内に自然生態系が総合的に連結した水と緑のネットワークを整備し、自然豊かな環境を総合的に創出するための事業を総合的に推進します。

(1) 所管事業の総合的実施計画としての「エコネットワーク創出計画」の策定

①関係市町村と河川管理者、道路管理者、公園管理者、下水道管理者等の関係公共施設管理者は共同して連絡会を設置し、それぞれの所管事業を連携、調整して、総合的に実施するための対象地域内の「エコネットワーク創出計画」を策定し、関係局長の認定を受けます。事務局は代表地方公共団体等が行います。

②「エコネットワーク創出計画」は、地域内の自然生態系の有機的連携を図るため、以下の事項を定めます。

- ・地域の自然環境を保全・創出し、水辺と緑地の有機的連携を図るためのネットワーク整備の基本方針
- ・水と緑のネットワークの路線整備計画
- ・水と緑のネットワーク創出のための河川、ダム湖、下水道雨水渠、水路、その他の水面、道路緑地、公園緑地、河岸緑地、斜面その他の緑地の整備計画

③「エコネットワーク創出計画」の策定に当たっては、緑のマスターplan、河川環境管理基本計画等の環境管理計画との整合を図ります。

(2) 「エコネットワーク創出計画」にもとづく所管

事業の推進

①策定した「エコネットワーク創出計画」にもとづき、市町村、各公共施設管理者は河川、道路、街路、公園、下水道、公的住宅建設等の所管事業を総合的、重点的に推進します。

②水と緑のネットワーク創出推進のため、当該計画に位置付けられたネットワークについて、以下の推進処理を講じます。

・治水関係事業

多自然型川づくりの徹底実施、緑の丘陵堤防の整備、水辺の並木の整備、河川緑地の保全・整備、河川と堤内地の接続点における水緑親水拠点整備（川の一里塚）、コンクリート護岸の緑化、エコロジカルポンド整備、ダム湖周辺の整備、河川の清流の確保・再生、緑の遊砂地等砂防樹林帯・斜面緑地の保全・整備等

・都市事業

街路の植樹帯の整備、三列植樹の実施、たまり空間の自然創出、ビオトープ公園整備、下水処理水の還流、下水道雨水渠の親水路化（下水道水緑景観モデル事業）、道路のせせらぎ整備、斜面緑化、面的整備等

・道路事業

エコロードの整備、環境施設帯の整備、スーパーグリーンベルトの整備等

・住宅建設事業

公的住宅団地における緑化空間整備

8. 地域に根ざした水辺づくりの推進

水と緑あふれる自然豊かな河川は、地域の歴史的・伝統的・文化的行催事の場、地域のコミュニケーションの創出の場、誰もが憩い親しめる地域交流の場等として大きな役割を果たしています。このため、こうした特徴を活かした水辺づくりを市町村と共同して行うとともに、川づくりミニターミナル制度、水辺の里親制度の創設を行い、豊かで潤いのある個性的な水辺づくりをきめ細かく行います。

(1) 歴史・伝統・文化を活かす水辺づくりの推進

①川を舞台にした伝統的行催事が行われている区域、または川の歴史・伝統・文化等に関する重要な地域活動が行われている区域について、地元自治体と河川管理者は協力して、伝統文化創出河川整備計画を策定し、次のような河川整備を行い、人にやさしい川づくりの促進を図ります。また、地元自治体は、河川整備とあわせて、必要に応じ背後

地域の整備を行います。

- ・歴史的、伝統的、文化的行催事の舞台としてふさわしい河川敷の保全、整備
- ・トイレ、水飲み場、休憩所、照明、木陰等、河川を利用する人のための利便施設を有する「川の一里塚」の整備
- ・坂道、階段等への手摺の設置、勾配の改良
- ・堤防や河川の緩傾斜化、水辺の並木の整備

②河川の持つ地域固有の歴史・伝統・文化を活かした次のような整備を積極的に行い、河川の持っている文化的イメージの保全・創出を推進します。

- ・水門、排水機場、標識等のデザインの配慮
- ・距離標等を活かした句碑、記念碑、河川の持つイメージや河川名の由来等の案内板の設置

(2) きめ細かな水辺づくりのためのモニター制度の充実

①川づくりモニター制度の創設

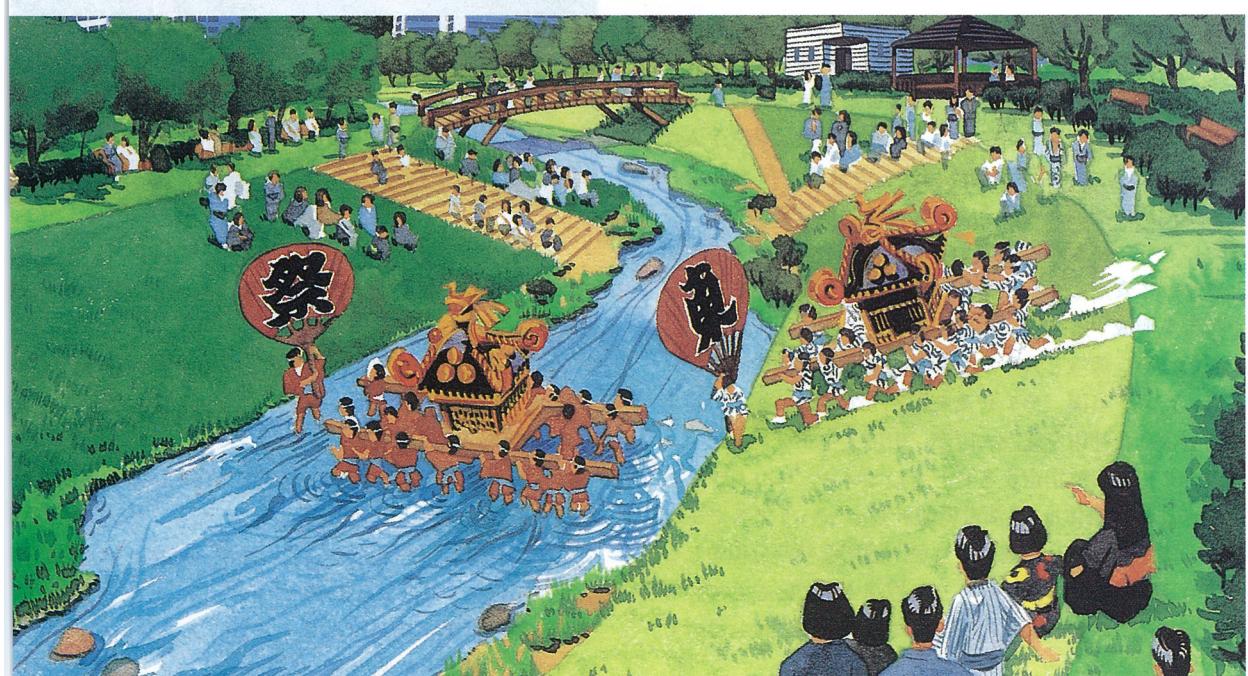
治水対策、河川利用、環境保全、景観づくり等川づくりに対する国民の期待を柔軟に把握し、河川行政へ反映していくため、河川愛護モニター制度を拡充して、川づくりに係る様々な分野の地域のオピニオンリーダーを「川づくりモニター」として委嘱します。川づくりモニターは、河川のあり方一般について隨時河川管理者に意見を述べます。

②水辺の里親制度の創設

会社等を退職した高齢者の方が、住居近傍の河川等の愛護に対し熱意を持ち、かつその活動を継続して実施できる場合には、その活動区域を対象として、その人を「水辺の里親」として認定します。水辺の里親は、次のような活動を行います。

- ・河川管理に関して、河川管理者に日常的なアドバイスを行います。
- ・水辺の自然についての観察日記をつけ、河川管理者に報告、提言をするとともに、水辺の緑地の育成、日常的維持管理を行います。
- ・水辺に関する自然、歴史、民族等多様な観点から調査研究を行い、河川管理者に川づくりの提言を行います。
- ・水辺を対象に、絵、唄、詩、音楽、写真、小説等の創作活動を行い、「水辺の里親」として積極的に公表しています。

また、河川管理者は、水辺の里親に河川に関するきめ細かな情報提供を行うとともに、水辺の里親が中心となって出した地元自治会等の意見を踏まえて、対象区域の坂路、階段等の改良、手摺の設置、堤防、護岸の緩傾斜化等を行います。



金東北・磐間みずほコロボーキャンパニー 地域に根ざした水辺づくりのイメージ